

チャンネル24

大企業・富裕層への不公平税制を正し
消費税の一律5%減税を

10月	行事・会議など日程	支部・専門部など
5月	陣原支部役員会 18:00～	
6火	婦人部役員会 13:30～	折尾支部役員会 19:00～
7水		三ヶ森支部役員会 18:30～
8木		
9金		
10土		
11日	福商連共済会ディスコン大会 10:00～	宗像ユリックス
12月	スポーツの日	
13火	消費税廃止各界連学習会 18:00～	オンライン
14水	無料法律相談 18:30～	15日集金
15木		
16金		上津役&香月支部役員会 10:30～
17土		
18日	税金研究集会オンライン	
19月	記帳相談会 13:30～	財政新聞部会 19:00～
20火		
21水		
22木		共済理事会 19:00～
23金		
24土		全婦協第36回定期総会 大津市
25日		
26月		
27火		
28水		
29木		月末集金
30金	法人集団申告 11:00～	
31土		
11月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1日		

お知らせ

《無料法律相談》

10月14日(水) 18:30～

※事前予約が必要

《記帳相談会》

10月19日(月) 13:30～

20日(火) 13:30～

民商事務所 ☎ 641-2417



シールアンケートを呼び掛ける様子

あいにくの雨模様でしたが、商店街のアーケードを通る市民にチラシを配り、消費税シールアンケートを呼びかけました。

マイクを握った八幡民商末永事務局長は「消費税は社会保障の財源と言うが、大企業・富裕層の減税に使われてきた」「高市首相は2年間で食料品1%と言うが、物価高騰の影響を受けているのは食料品だけではない。一律5%減税こそ効果的だ」「大軍拡をやめ、生業や暮らしを応援する予算に切り替える」と訴えました。

3.13八幡戸畑地区実行委員会は毎月定例の消費税引下げ街頭宣伝行動を9月18日、黒崎駅前のカムズ通り入口で行い、年金者組合、八幡民商、八幡西民商から9人が参加しました。

○税の不公平を正して財源確保：「中小企業より大企業の方が税金の負担率が低い」「所得1億円を超えると所得税の負担率が上がる」など大企業・富裕層優遇税制を正せば、消費税の減税は実現できる。

○生活費非課税、応能負担を貫く：税の基本的な考えは「生活費には課税しない」「能力に応じて負担すること」が大原則です。生活費、中小業者の負担が重くならない税制こそ必要です。

○大軍拡をやめて、税の使い道を正す：軍需産業で経済の好循環を生み出すとする高市政権。この間、防衛特別法人税・所得税を創設す

【ここが問題 高市政権の食料品1%、2年間限定】

○思うほど値段は下がらない：食品が販売されるまでには、容器代、運送費、燃料費などがかかり、その税率は10%のまま。製造元や販売元も物価高で大変な中、1%の消費税でそのまま完値が下がる保証はありません。

○物価高騰対策として不十分：値上がりしているのは飲食料品だけではなくありません。減税効果は食料品1%で4、4兆円。一律5%減税では15、3兆円です。

○インボイス制度の廃止が困難に：税率が1%、8%、10%となり、インボイス制度の口実(複数税率の下で消費税計算を正確に行うため)を解消できない。

【不公平な税制を正し、消費税に頼らない税制の実現を】

今週の花



デイジー(ヒナギク)の花言葉は「希望」「平和」「美人」「純潔」「あなたと同じ気持ち」です。「美人」はデイジーの学名「Bellis」に通じ、ラテン語の「Bellus(美しい)」が、「希望」は、太陽の光によって美しい花を咲かせる特徴に通じます。和名の「ヒナギク(雛菊)」は、明治初期に日本に渡ったことが由来です。

民商は一貫して「平和こそ商売繁盛」を呼びかけています。大軍拡ではなく、税金の使い道を中小企業、福祉や暮らし最優先にすべきです。



消費税引き下げ街頭宣伝に参加した団体の皆さん

「何かお困りありませんか？」ご相談は民商へ ～ 秋の運動 第一弾 会員訪問 ～

ようやく、朝夕は涼しさを感じる季節になり、民商も秋の運動に入ります。9月16日は秋の運動第一弾の会員訪問を行い、役員・事務局員6人で組を作って14軒を訪問し、10人の会員と対話しました。

宮崎・松尾常任理事と中園事務局員は共済金の見舞金を届け、区外の会員を訪問。あいにく留守でしたが、帰りに民商近くの会員に会うことができ、紹介カードを手渡しました。

坂井会長・清水事務局員は会員と役員を6軒訪問。あいにく留守が多く2人の対話でしたが、建設業の会員宅では「仕事はどうですか？」「民商は申告相談だけでなく、労災もやっているから、お困りの業者に一声を。」と対話しました。



訪問先の会員と対話する坂井会長（右）

正岡事務局員は会費の未納者や役員宅を6軒訪問し、5人と対話。元役員の会員とは「折尾支部の理事が1人欠員になっており、ぜひ理事に。」と呼びかけ、現在役員の会員とは「会員読者拡大に協力を。」と呼びかけました。

高市首相は食料品の2年間限定、消費税1%を打ち出しましたが、責任ある財源を示さないなど、巨額の



訪問先での出来事を報告

ばらまきに財政破綻の危機も迫ります。その影響で、飲食料品を扱う業者を中心に消費税の計算も大幅に変更になります。また、所得税の計算も昨年から変更になるなど、自主計算も大変になります。

「資金繰りで困っている。」「消費税の計算が分からない。」「労働保険に加入しないと現場に入れない。」「確定申告・税務調査が心配。」など、何かお困りのことがございましたらいつでも民商へご相談下さい。

事務局長 清水

中小事業主・一人親方労災 ご加入のみなさまへ

※一人親方労災の方は必ずお読みください

ここ数年の間に、労災保険又は特別加入者（一人親方含む）のご遺族からの相談等が増加しています。その際、「どこの事務組合に加入しているのか知らなかった。」「労災保険の加入、特別加入していることを知らなかった。」と、労災事故から暫くたってからご相談に来られる方が多いです。加入者本人は意識がない状態で、何もわからないという状況も多分にあるようです。このため、下記内容の周知をお願いいたします。

～ 周 知 内 容 ～

①特別加入者のご家族への周知 （一人親方含む）

特別加入者が労災事故等により、「意識がない。」

「亡くなった。」という状況に陥った時、ご家族が迅速に対応できるように、「特別加入している団体。」「特別加入している事実。」を、ご家族へ周知いただきますように、ご協力をお願いします。

②労災保険申請手続き等についての周知

万が一、労災事故が起きた場合、労働基準監督署への申請手続きになりますが、事前に民商でも申請の支援や内容の周知を行っておりますので、いつでもご相談ください。

重ね重ねになりますが、特に特別加入者（一人親方含む）のご家族への周知を宜しくお願いします。なお、労災保険内容の確認、労災保険給付の確認など、事前にご家族で相談いただく事をお勧めします。※その際は、事前に民商までご連絡下さい。

会員のみなさまへご案内

民商ではこんなこともやっています

①記帳相談会（毎月第3月曜・火曜13：30）

今年も税制が大幅に変更となります。e-TAXで申告している人も、必ずチェックしましょう。

②無料弁護士相談会（毎月第2水曜18：30）

商売以外の相談もOKです。事前に予約必須。

③共済会ディスコン大会

プラスチック製の円盤を投げ、ポイントを競い合う競技。子供から高齢者まで楽しめます。

④共済会・婦人部バスハイク

2026年は角島方面へ、みかん狩りの予定

※申込案内は、後日別紙にて商工新聞に同封

⑤共済会 集団健康診断

民商の集団健康診断は、日中ご多忙な事業主の為に夜に行っています。「体が元気だからこそ商売ができる。」を合言葉に、毎年開催し、受診内容ごとに共済会から補助を出しています。

なお、下記内容は健康診断受診が必須要件です。

※健康診断補助内容（一例）

- ・エコー検査（3,000円補助）
- ・インフルエンザ予防接種（およそ1,800円補助）